

## 天理大学と株式会社ドームとの包括的連携協力に関する協定書

天理大学（以下「甲」という）と株式会社ドーム（以下「乙」という）は、甲の建学の精神である「『陽気ぐらし』世界建設に寄与する人材を養成する」こと及び乙の企業理念である「スポーツを通じて社会を豊かにする」ことの実現を通して社会に貢献するため、包括的連携協力に関する協定（以下、「本協定」という）を締結する。

本協定は、世界的に高い水準で、大学の機能の一部として甲及び乙による共同研究の実践・実験並びにその成果を実装し、グローバル社会に還元していくものである。

### （目的）

第1条 本協定は、スポーツを通じて地域社会、学生生活をより豊かにすることを甲及び乙共通の大義とし、甲及び乙の資源、研究成果等を活用し、スポーツの産業化、国民の健康増進及び未来を支える人材の育成に資することを目的とする。

### （連携協力事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について連携及び協力をを行う。

- (1) スポーツの推進及び振興に関すること
- (2) スポーツ環境の整備・充実に関すること
- (3) 地域社会の発展に関すること
- (4) 人材の育成に関すること
- (5) 国際交流の活性化に関すること
- (6) その他、両者が必要と認める事項

### （連携方法）

第3条 甲及び乙は、本協定による連携協力の円滑な推進を図るため、それぞれ連携窓口を設置し、定期的に協議を行う。

### （有効期間）

第4条 本協定の有効期間は、2017年10月1日から2020年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の3カ月前までに、甲及び乙は更新の可否を確認するものとする。更新する場合、新たな有効期間は両者が協議して定める。

### （協議）

第5条 本協定に定める事項について疑義が生じた場合又は本協定に定めのない事項について必要がある場合は、両者が協議して定めるものとする。

本協定の証として、本書2通を作成し、甲及び乙がそれぞれ署名の上、各自1通を保有する。

2017年10月 / 日

(甲) 奈良県天理市杣之内町1050番地

天理大学学長

永尾 敬昭

(乙) 東京都江東区有明1丁目3番33号

株式会社ドーム代表取締役 CEO

安田 香一